

社長さん 知らないと損してますよ！ 知っている人と比べ10年で数百万円の差をつけられています。

社長個人の“年金掛金”も「福利厚生費」で拠出が認められています。

年間拠出限度額（一人あたり）

※60歳未満の厚生年金加入者が対象です。



660,000円

そして

65歳時は個人で
1056万円受取!!

※下記事例での積立額

掛金拠出の税効果

事例) 年齢が49歳で現在の月額役員報酬100万円、掛金拠出65歳、年金受取(個人)65歳とした場合

| | 役員報酬を増額した場合 | 年金掛金で拠出した場合 |
|-------------------------|-------------|-------------|
| 役員報酬(年) | 1,266万円 | 1,200万円 |
| 年金掛金(年) | 0円 | 660,000円 |
| 社会保険料 ^{※1} (年) | 754,716円 | 678,552円 |
| 所得税等 ^{※2} (年) | 2,216,792円 | 2,029,300円 |
| 効果 | — | 260,656円 |

65歳までの差は、約417万円!!

Point
受け取る時も税の優遇措置があります!!

個人の年金口座に毎年66万円が積み立てられます。法人から個人へ所得移転となります。移転された額には所得税等はありません。

役員報酬で受け取る場合と比べ、年間約26万円の税効果、社会保険料効果が期待できます。会社も社会保険料の負担が増えることはありません。

※加入に当たり、厚生労働省への申請、承認が必要。また所定の手数料等がかかります。

※1 東京の協会健保の料率を使用。 ※2 所得税等には住民税および復興特別所得税含む。本資料では、現時点で法令諸規則等に基づき作成しておりますがすべてを網羅するものではありません。あくまでも仕組みの概要を示すものです。実際の税計算等は異なる場合があります。

安心・有利な理由

- ・掛金は全額法人の経費(福利厚生費)
- ・個人は受け取るまで非課税(所得税法施行令第64条)
- ・掛金は3,000円~55,000円(月額)の間でいつでも変更可能。
- ・年金資産は年金口座で個人に帰属。
- ・受取は原則60歳~70歳の間で選択可能。
- ・受取が一時金でも年金受取でも税の優遇措置あり。
- ・万一の時は年金残高が遺族に支払われます。
- ・医療法人の理事長・理事の方も掛金拠出できます!

実績
152社

まずはご自身の効果を確認してみてください。ご希望の方は、下記までFAXにてご連絡ください。(メールアドレス必須)、**無料**で試算いたします。



担当の新(しん)です。

お申し込みFAX: 050-3737-3533

【お問合せ】株式会社金融財務研究所

ご機嫌なお財布づくりのお手伝い
福岡支店: 福岡県宗像市田熊3-1-42

※土業の方・同業者様等のお申し込みはお断りさせていただきます。あらかじめご了承ください。TEL: 0940-62-6000 担当: 新(しん)

| | | | |
|--------|--|-----|-----------------------------------|
| 貴社名 | | ご住所 | 〒 |
| お名前 | | 役職 | |
| TEL | | 業種 | 小売・飲食・サービス・卸売・ 介護・製造・建設・運輸・その他 |
| E-mail | | | |

ご記入いただきました個人情報は、弊社からの各種商品・サービスのご案内・提供・及び当社業務に関する情報提供・運営管理に活用させていただきます。